

政治はみんなのもの

有権者となった18歳以上の皆さんへ



2015年6月の公職選挙法の改正により、選挙権年齢がこれまでの20歳以上から「18歳以上」に引き下げられました。この改正により、今年の7月10日に行われた第24回参議院議員通常選挙から、18歳、19歳の方も「有権者」として投票できることになりました。この選挙で「初めて」の1票を投じた方も多いと思います。今、なぜ選挙権年齢の引き下げが行われたのでしょうか。

若い世代の意見を政治に

「選挙」とは、皆さんの意見を政治に反映させるために、皆さんの代表を選ぶ仕組みです。代表を選ぶことができる権利、つまり選挙で投票できる権利が「選挙権」で、一定の年齢に達した国民に与えられます。

選挙権年齢引き下げの目的。それは、若い世代の皆さんの意見が、国や地方自治体の政治にもっと反映されるようにするためです。少子高齢化が進むわが国では、高齢者の人口が増える一方で、若者の人口が減っています。そのため、若者の有権者数も少なくなり、若い世代の皆さんの意見が国や地方自治体の政治に反映されにくくなっているのです。次代を担う若い世代の皆さんに、今、そして未来の日本の在り方を決める政治に関わってほしい。今回の選挙権年齢引き下げには、こうした

願いが込められています。

この度の選挙権年齢引き下げにより、全国の18歳・19歳の皆さん約240万人が、新たに有権者に加わりました。

本町でも、18歳・19歳の皆さん130人が、先の参議院議員選挙時に有権者となりました。そのうち、投票を行ったのは44人。投票率は33.85%にとどまりました。有権者数は総数は6千724人で、投票者数は4千334人、投票率は64.46%。政治に参加するせっかくの権利を行使していない方が多いのは残念なことです。(6ページ下段の表参照)

選挙権という権利と責務

皆さんの意見を政治に反映させるために、皆さんの代表を選ぶ仕組み

政治の役割

個人や団体の考え方や意見
利害の対立を調整し解決する

お金の集め方や使い方を決める

国や社会のルールを決める

社会の秩序を守り統合を図る

みが「選挙」だとお話ししました。皆さんの代表とは、国会議員衆議院議員、参議院議員、都道府県知事、市区町村長、都道府県議会議員、市区町村議会議員です。

では「政治」とは何でしょうか。一番の役割は、国民の皆さんや地域の皆さんからどのように税金を集め、集めた税金をどのように使うかを決めることです。税金の集め方や使い方についての考えは、個人や団体によって異なるため、さまざまな意見を調整してまとめることが必要になります。

もう一つの大きな役割が、法律や制度など国や社会のルールをつくることです。こちらも、個人や団体によって考え方が異なるため、調整して解決していくことが大切です。

政治を行う代表者を選ぶ手段が選挙で、有権者になるということは選挙を通して政治に参加する権利を持つことなのです。そして、権利であるとともに、国や社会を構築する一員としての責務ともいえます。

「こんな政策が欲しい」「こんな社会にしていきたい」という自分自身の考えを持ち、政治に反映されるよう自ら働きかけていく。そのための代表者を選ぶ。こうしたことが有権者には求められます。

選挙と政治が皆さん自身の未来にどのような関わってくるか、あらためて考えてみませんか。

あなたの思いを票に託し

投票はどのように行われるのでしょうか。
投票は1人1票。そして、投票日に投票所で行うことが原則です。



本町では投票日前、有権者の皆さんに「選挙入場券(はがき)」を送付しています。投票日や投票所が記載されていますので、はがきをご持参の上、指定の投票所で投票を行ってください。万が一はがきを忘れた場合でも、町の選挙管理委員会が管理する「選挙人名簿」に登録されていれば、原則、投票を行うことができます。

選挙人名簿に登録されるのは、年齢が満18歳以上の国民です。住民登録をしている市区町村に引き続き3カ月以上お住まいの方などが対象となります。

投票日当日に投票所に行くことができない場合は、期日前投票を行うこともできます。町では、告示日の翌日から投票日の前日まで、町公民館に期日前投票所を開設しています。投票という政治参加の権利を無駄にせず、皆さんの思いを貴重な1票に託しましょう。

有権者に認められた活動

有権者にできることは投票だけではありません。自分の政治的な考えに基づいて「政治活動」も行えます。政治活動とは、候補者が自分の考えを有権者に説明し、支持を訴えること。演説や後援会活動、政党活動、政治資金を集めることなどが、これにあたります。

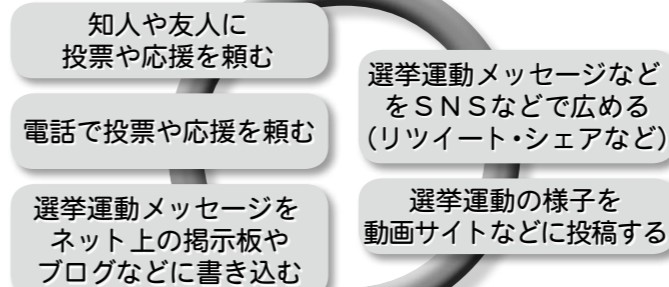
また「選挙運動」も行うことができます。特定の候補者の当選を目的とした活動で、候補者、有権者共に、候補者が立候補の届け出をしたときから投票日の前日に限り、行うこと

ができます。

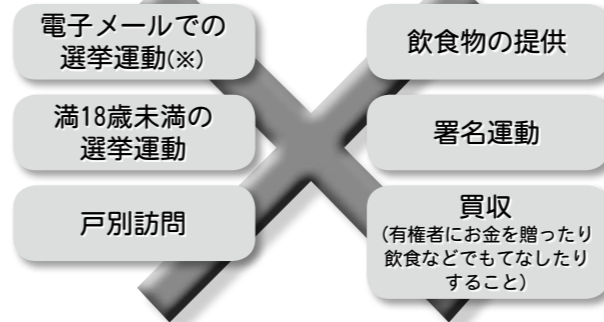
選挙運動には、公平性を保つために一定のルールが設けられています。違反すると法律で罰せられることがありますので、十分に注意してください。(左図参照)

11月6日(日)には弟子屈町長と町議会議員選挙が行われます。最も身近な政治、まちづくりに関わる私たちの代表を選ぶための選挙です。皆さんの声をこのまちの未来に生かしていくために、皆さんの1票を大切にしてください。政治は皆さんのものなのです。

有権者が行うことができる選挙運動



行ってはいけない選挙運動の例



※候補者は行うことができます。

弟子屈町長選挙・弟子屈町議会議員選挙

投票日／11月6日(日) 午前7時～午後8時

弟子屈町長と弟子屈町議会議員選挙が11月6日(日)に行われます。

投票日にはこれまでと同様、町内15カ所の投票所で、午前7時から午後8時まで投票できます。弟子屈町長／弟子屈町議会議員選挙入場券(はがき)を必ず持参し、入場券に記載された投票所で投票してください。明日のまちをつくる大切な選挙です。明るく正しい選挙になるよう、一人一人が責任を持って投票をお願いします。

投票日に投票できない方は、期日前投票制度などを活用して投票することができます。

期日前投票制度

投票日前であっても投票日と同様に、投票用紙を投票箱に直接投入することができます。

- ▼投票期間／11月2日(水)～11月5日(土)
- ▼投票時間／午前8時30分～午後8時
- ▼投票場所／期日前投票所(町公民館 1階 研修室)
- ▼対象者／投票日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭など一定の事由に該当し、投票所に行くことができないと見込まれる方。



立候補予定者説明会などの日程

| | 日時 | 場所 |
|------------|--------------------|------------|
| 立候補予定者説明会 | 10月14日(金) 14時～ | 町公民館 2階 講堂 |
| 立候補届出書事前審査 | 10月21日(金) 10時～16時 | |
| 立候補届け出 | 11月1日(火) 8時30分～17時 | |



問い合わせ先／弟子屈町選挙管理委員会事務局 ☎ 4 8 2 - 2 1 9 1 (内線 4 4 0)

7/10 参議院議員通常選挙 弟子屈町データ

| 区分 | 選挙当日の有権者数 | | | | 投票者数 | | | |
|-----|-----------|-------|-------|---------|--------|--------|--------|---------|
| | 総数 | (内数) | | | 総数 | (内数) | | |
| | | 18歳 | 19歳 | 18歳+19歳 | | 18歳 | 19歳 | 18歳+19歳 |
| 人数 | 6,724人 | 70人 | 60人 | 130人 | 4,334人 | 30人 | 14人 | 44人 |
| 割合 | 100% | 1.04% | 0.89% | 1.93% | 100% | 0.69% | 0.32% | 1.01% |
| 投票率 | | | | | 64.46% | 42.86% | 23.33% | 33.85% |

7/10 参議院議員通常選挙 全道データ

| 区分 | 選挙当日の有権者数 | | | | 投票者数 | | | |
|-----|------------|---------|---------|---------|------------|---------|---------|---------|
| | 総数 | (内数) | | | 総数 | (内数) | | |
| | | 18歳 | 19歳 | 18歳+19歳 | | 18歳 | 19歳 | 18歳+19歳 |
| 人数 | 4,613,374人 | 48,092人 | 47,978人 | 96,070人 | 2,619,549人 | 22,472人 | 19,205人 | 41,677人 |
| 投票率 | | | | | 56.78% | 46.73% | 40.03% | 43.38% |